

# 竪穴建物・竪穴住居

渡 辺 修 一

## 1 はじめに

平成4(1992)年刊行の本誌34号に「竪穴建物」か「竪穴住居」か」と題する文章<sup>1)</sup>を寄稿して以来、34年が経過した。また、平成22(2010)年、文化庁文化財部記念物課によって『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』<sup>2)</sup>ほか(以下「てびき」)が刊行され、それから16年が経過した。「てびき」では「竪穴住居」という用語を使わず「竪穴建物」とし、その理由が明解に述べられている。また、「発掘された日本列島」展などでは「竪穴建物」で用語の統一が図られている。しかし「てびき」の刊行などにより、ようやく「竪穴建物」が定着するかと考えていたが、2025年に至っても依然として「竪穴住居」という用語が幅広く使用されている。文化庁の「てびき」においては「竪穴建物」の定義が次のように説明されている。

---

**竪穴建物とは** 地面を掘り下げて床面をつくった建物を、竪穴建物とよぶ。屋根は掘立柱で支えるのが一般的だが、床面が地表より下に位置することから、掘立柱建物と区別されている。

これらの建物については、「竪穴住居」という名称が長く用いられてきた。しかし、すべてが住居であったわけではなく、工房など、居住施設以外のものも存在する。そのため、掘立柱建物や礎石建物などの用語との対応関係も考慮して、竪穴建物とよぶこととする。

外国では、後期旧石器時代からすでに、竪穴構造とみられる建物の事例があるが、日本では縄文時代から存在し、地域差はあるものの、古代まで普遍的に認められる。

その後、古代末までにはしだいに姿を消すが、中世に入っても、鎌倉周辺や東北などでは検出例があり、「方形竪穴建築」や「方形竪穴建物」などとよばれている。また、近世や近代でも、小屋として使用された例がある。

---

如上の説明の骨子は、筆者が本誌34号で述べたのとほとんど同じであり、文化庁が「てびき」で明記した

ということは、同じ問題意識を共有する研究者がそれだけ幅広かったということであろう。

「てびき」刊行の5年後、『季刊考古学』131号で竪穴建物が特集された。その冒頭で桐生直彦は当時の現状を次のように述べている<sup>3)</sup>。

---

…(前略)… 従来からの慣用語としての意味しか残されていない「竪穴住居」が不採用になったのは当然なことだが、残念ながら『発掘調査のてびき』が刊行されて5年が経とうとする現在でも、全国各地の発掘調査報告書などでは、未だ不用意に「竪穴住居」を用いていることも多い。

自治体の中には、公式に「竪穴建物」を使用する旨を宣言しているものもみられるが、何もなかったかのように「竪穴住居」を使用し続ける場合も多く、用語の重要性を理解していないとしか思えない。本誌を読んで、その認識のなさを反省してもらいたいものである。

---

なかなか手厳しいが、それからさらに10年以上が経過した現在も状況はあまり変わっていない。

## 2 用語「竪穴建物」普及状況

現在、全国で刊行される調査報告書において「竪穴建物」と「竪穴住居」の使用状況を調査してみた。本来は一定期間に刊行されたすべての報告書を調査すべきであるが、今回は次のような簡易な方法を採用した。

千葉県教育振興財団が全国の機関から受領する報告書は、図書室で毎月取りまとめられる「図書室報」にそれらの抄録が掲載されている。筆者は2024年7月から2025年10月までの計16か月分の図書室報に掲載された報告書抄録から、編集・発行機関単位でどちらの用語を使用しているかを調査した。単位は機関であり、報告書数の集計とはしなかった。報告書数で集計すると、多数の報告書を刊行する都道府県機関の傾向が全体に影響する可能性があるためである。ただ、あくまで当財団が受領する報告書の範囲であるため、当財団

に報告書を送付していない機関については調査対象から除外される。したがって遠方の市町村機関等の傾向が詳細には把握できないことになるが、概ね全国の傾向は把握できるものと判断した。

集計は、最終的に国、都道府県、市区町村、民間調査機関の4つのグループで集計したが、今回の集計期間では国や大学等による報告書はごくわずかしかなかったため、集計結果からは除外する。

なお、単に「住居跡」「住居址」「住居」と記載されているものは「堅穴住居」に含めたが、単に「建物」「建物跡」と記載されているものは、抄録だけで確実に堅穴建物と判断できなければ集計していない。

#### (1) 都道府県機関における普及状況(表1)

全体の集計データから、都道府県及び都道府県教育委員会、都道府県が設置した博物館及び研究機関、都道府県の外郭団体として設立された法人を抽出し、今回の集計期間内で各機関がどちらの用語を記載しているかを集計した。

全体としては、54機関中39機関、72.22%が「堅穴建物」を採用しているが、うち2つの機関で、報告書によって両方の用語が採用されている。この場合はダブルカウントとなっている。

北海道は、今回の集計では北海道埋蔵文化財センターのみである。すべて「堅穴住居」であった。

東北は、福島県の2つの機関を除いて「堅穴建物」でほぼ統一されていた。岩手県文化振興事業団発行の報告書では「堅穴住居」を採用したものもあったが、これは編集担当者の判断に委ねられていることであろうか。福島県では県教育委員会、県文化振興財団いずれも「堅穴住居」であった。

関東甲信越も比較的明快な傾向を示し、北関東の3県及び新潟県は「堅穴建物」を採用し、南関東の4都県は「堅穴住居」を採用する。とちぎ未来づくり財団及び東京都教育支援機構ではいずれもが採用されているが、とちぎ未来づくり財団は「堅穴建物」が圧倒している。これらはやはり編集担当者の判断の結果であろうか。千葉県教育振興財団では、今回の集計期間内はすべて「堅穴住居」であったが、令和2年度に発行された5冊の報告書は、いずれも筆者が編集に関与しており「堅穴建物」が採用された。なお今回の集計期間に長野県、山梨県の報告書は含まれなかった。

東海・北陸では、静岡県を除き「堅穴建物」が採用されている。

近畿も明快で、すべての府県機関が「堅穴建物」を

採用している。なお、近畿の遺跡では低湿地に立地するものが多いこともあって、堅穴建物の検出数自体があまり多くない。

中・四国は全7機関のうち「堅穴建物」を採用する5機関と「堅穴住居」を採用する3機関でダブルカウントを含め少しばらけた結果となった。

九州はすべての機関で「堅穴建物」が採用されていたが沖縄県立埋蔵文化財センターでは「堅穴住居」が採用されていた。

都道府県機関では「堅穴建物」を採用している機関が「堅穴住居」を採用している機関のおよそ2.6倍となり、ある程度「堅穴建物」の普及が進んでいる。都道府県は、行政的に国との繋がりが市区町村よりも直接的であることが理由の一つであろうか。一方で「堅穴住居」を採用する機関には地域的な偏りがあり、北海道、福島、南関東、静岡、中四国の一部、沖縄が該当する。すべてそうとは言えないが「堅穴建物」が普遍的かつ大量に検出される地域では「堅穴住居」と呼ぶ慣用がより残りやすいのかもしれない。

#### (2) 市区町村機関における普及状況(表2)

都道府県機関の場合と同様、市区町村及び市区町村教育委員会、市区町村が設置した博物館・研究機関、市区町村の外郭団体として設立された法人(複数市区町村が設立したものを含む)を対象とした。ただし、発行機関が市区町村になっていても、調査・整理を民間調査機関に委託している場合はこの中に集計されていない。

全体としては延べ205機関中106機関が「堅穴建物」を採用している。51.71%でわずかに「堅穴建物」が多いもののほぼ差がない。同一機関で両方が使われている場合は都道府県と同様ダブルカウントしたが、中には1冊の報告書の中で「堅穴建物」、「堅穴住居」の両方の記載がある場合がある。複数遺跡が収載される場合においてそれぞれの担当者に用語の判断が任せられた結果であると思われるが、1冊の報告書の中で統一されないのはいかがなものか。

北海道では5つの機関が抽出された。数字では2:3であるが「堅穴建物」を採用する2つは函館市の機関であり、道内の市町村は一般的に「堅穴住居」を採用し、東北に近い函館市のみ「堅穴建物」を採用していると見ることができる。

東北では21機関が抽出された。うち2機関で両方を採用する。数字上は11:12で拮抗しているが、全体をみれば北東北に「堅穴建物」が多く、南東北に「堅穴

表1 都道府県機関における「竪穴建物」普及率

調査機関	竪穴建物	竪穴住居・住居	備考
(公財)北海道埋蔵文化財センター		○	
青森県教育委員会	○		
三内丸山遺跡センター	○		
秋田県教育委員会	○		
秋田県埋蔵文化財センター	○		
(公財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター	○	○	
山形県観光文化スポーツ部	○		
(公財)山形県埋蔵文化財センター	○		
宮城県教育委員会	○		
宮城県多賀城跡調査研究所	○		
福島県教育委員会		○	
(公財)福島県文化振興財団		○	
(公財)茨城県教育財団	○		
(公財)とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センター	○	○	竪穴建物が支配的
群馬県地域創生部文化財保護課	○		
(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団	○		
(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団		○	
千葉県教育委員会		○	
(公財)千葉県教育振興財団		○	
(公財)東京都教育支援機構東京都埋蔵文化財センター	○	○	
(公財)かながわ考古学財団		○	
(公財)新潟県埋蔵文化財調査事業団	○		
静岡県埋蔵文化財センター		○	
富山県埋蔵文化財センター	○		
(公財)石川県埋蔵文化財センター	○		
愛知県埋蔵文化財センター	○		
三重県埋蔵文化財センター	○		
斎宮歴史博物館	○		
(公財)滋賀県文化財保護協会	○		
京都府教育委員会	○		
(公財)京都府埋蔵文化財調査研究センター	○		
奈良県立橿原考古学研究所	○		
大阪府教育委員会	○		
(公財)大阪府文化財センター	○		
兵庫県教育委員会	○		
(公財)兵庫県まちづくり技術センター埋蔵文化財調査部	○		
岡山県教育委員会		○	
山口県埋蔵文化財センター	○		
鳥取県立青谷かみじち史跡公園	○		
香川県教育委員会 香川県埋蔵文化財センター	○		
(公財)徳島県埋蔵文化財センター		○	
(公財)愛媛県埋蔵文化財センター	○	○	
(公財)高知県文化財団埋蔵文化財センター	○		
佐賀県	○		
大分県立埋蔵文化財センター	○		
熊本県教育委員会	○		
宮崎県埋蔵文化財センター	○		
鹿児島県立埋蔵文化財センター	○		
(公財)鹿児島県文化振興財団埋蔵文化財調査センター	○		
沖縄県立埋蔵文化財センター		○	
	39	15	72.22%

表2 市区町村機関における「竪穴建物」普及率（1/4）

調査機関	竪穴建物	竪穴住居・住居	備考
札幌市教育委員会 札幌市埋蔵文化財センター		○	
函館市教育委員会	○		
(一財) 道南歴史文化振興財団	○		
千歳市教育委員会		○	
恵庭市教育委員会		○	
八戸市教育委員会	○		
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館	○		
つがる市教育委員会	○		
二戸市埋蔵文化財センター		○	
盛岡市教育委員会	○		
花巻市教育委員会	○		
北上市立埋蔵文化財センター		○	
(一財) 奥州市文化振興財団奥州市埋蔵文化財調査センター	○		
秋田市立秋田城跡歴史資料館	○		
仙台市教育委員会		○	
南陽市教育委員会		○	
寒河江市教育委員会	○	○	
高畠町教育委員会		○	
(公財) 郡山市文化・まなび振興公社文化財調査研究センター	○	○	
(公財) いわき市教育文化事業団	○		
南相馬市教育委員会		○	
二本松市教育委員会	○		
会津高田町教育委員会		○	
楡葉町教育委員会		○	
浪江町教育委員会		○	
塩川町教育委員会		○	
土浦市教育委員会 上高津貝塚ふるさと歴史の広場	○		
西谷津遺跡調査会		○	
稲敷市教育委員会	○		
石岡市教育委員会	○		
結城市教育委員会	○		
常陸大宮市教育委員会		○	
大洗町教育委員会	○		
上三川町教育委員会	○		
宇都宮市教育委員会	○		
小山市教育委員会	○		
大田原市教育委員会	○		
前橋市教育委員会	○	○	
高崎市教育委員会	○		
安中市みりよく創出部文化財課		○	
渋川市教育委員会	○		
太田市教育委員会	○		
館林市教育委員会		○	
藤岡市教育委員会		○	
沼田市教育委員会	○	○	
桐生市教育委員会	○	○	
富岡市教育委員会		○	
さいたま市教育委員会		○	
さいたま市遺跡調査会		○	
春日部市教育委員会		○	
川口市教育委員会	○		

表2 市区町村機関における「竪穴建物」普及率(2/4)

調査機関	竪穴建物	竪穴住居・住居	備考
所沢市教育委員会 所沢市立埋蔵文化財調査センター		○	
志木市教育委員会		○	
和光市教育委員会		○	
蓮田市教育委員会		○	
所沢市教育委員会	○	○	
白岡市教育委員会		○	
本庄市教育委員会		○	
飯能市教育委員会		○	
深谷市教育委員会	○		
熊谷市教育委員会	○	○	
桶川市教育委員会		○	
北本市教育委員会	○		
鶴ヶ島市教育委員会	○		
日高市教育委員会		○	
小川町教育委員会		○	
宮代町教育委員会		○	
寄居町教育委員会	○	○	1冊の中で両方あり
千葉市教育委員会 千葉市埋蔵文化財調査センター (公財) 千葉市教育振興財団	○	○	
野田市教育委員会	○		
松戸市教育委員会		○	
柏市教育委員会		○	
我孫子市教育委員会	○		
市川市教育委員会	○		
船橋市教育委員会		○	
八千代市教育委員会	○		
鎌ヶ谷市教育委員会		○	
成田市教育委員会		○	
佐倉市魅力推進部文化課		○	
四街道市教育委員会 (公財) 印旛郡市文化財センター		○	
香取市教育委員会	○	○	
匝瑳市教育委員会		○	
市原市教育委員会 市原市埋蔵文化財調査センター	○		
袖ヶ浦市教育委員会		○	
木更津市教育委員会		○	
君津市教育委員会		○	
富津市教育委員会		○	
芝山町教育委員会		○	
品川区教育委員会		○	
文京区教育委員会	○		
台東区教育委員会	○		
北区教育委員会		○	
練馬区教育委員会		○	
町田市教育委員会	○		
調布市教育委員会 調布市遺跡調査会		○	
国立市教育委員会		○	
国分寺市教育委員会・国分寺市遺跡調査会	○		
立川市教育委員会		○	
日野市教育委員会		○	
(公財) 横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センター		○	

表2 市区町村機関における「竪穴建物」普及率（3/4）

調査機関	竪穴建物	竪穴住居・住居	備考
小田原市教育委員会		○	
平塚市教育委員会		○	
藤沢市教育委員会	○	○	1冊の中で両方あり
相模原市教育委員会		○	
甲府市教育委員会	○		
長野市観光文化部文化財課長野市埋蔵文化財センター	○	○	
飯田市教育委員会	○		
岡谷市教育委員会		○	
茅野市教育委員会		○	
松本市教育委員会	○	○	
安曇野市教育委員会	○	○	1冊の中で両方あり
千曲市教育委員会	○		
富士見町教育委員会		○	
新潟市文化スポーツ部歴史文化課文化財センター	○		
柏崎市教育委員会	○	○	
上越市教育委員会	○		
南砺市		○	
金沢市埋蔵文化財センター	○		
小松市埋蔵文化財センター	○		
野々市市教育委員会	○		
静岡市教育委員会	○		
浜松市教育委員会	○		
富士市教育委員会	○	○	
沼津市教育委員会		○	
三島市教育委員会	○		
磐田市教育委員会 磐田市埋蔵文化財センター		○	
(公財) 瀬戸市文化財振興財団		○	
安城市教育委員会	○		
豊橋市教育委員会	○		
(公財) 多治見市文化振興事業団		○	
各務原市教育委員会 埋蔵文化財調査センター		○	
鈴鹿市文化スポーツ部文化財課	○		
彦根市観光文化戦略部文化財課	○		
長浜市市民協働部生涯学習課	○		
守山市教育委員会	○		
東近江市埋蔵文化財センター	○		
高島市教育委員会	○		
甲賀市教育委員会	○		
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	○	○	
(公財) 京都市埋蔵文化財研究所	○		
宇治市教育委員会	○		
豊中市教育委員会		○	
泉佐野市教育委員会		○	
(公財) 八尾市文化財調査研究会		○	
(公財) 枚方市文化財研究調査会	○		
神戸市文化スポーツ局	○		
芦屋市教育委員会		○	
小野市教育委員会	○		
姫路市埋蔵文化財センター	○		
福崎町教育委員会		○	
(公財) 和歌山市文化スポーツ振興財団		○	

表2 市区町村機関における「堅穴建物」普及率（4/4）

調査機関	堅穴建物	堅穴住居・住居	備考
日高町教育委員会	○		
鳥取市教育委員会	○		
大山町商工観光課文化財室	○		
智頭町教育委員会	○		
八頭町教育委員会	○		
山口市教育委員会		○	
松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課	○		
雲南市教育委員会	○		
下関市教育委員会	○		
高松市教育委員会	○		
(公財)松山市文化・スポーツ振興財団埋蔵文化財センター	○		
南国市教育委員会	○		
小郡市教育委員会		○	
八女市教育委員会	○		
飯塚市教育委員会		○	
行橋市教育委員会	○		
北九州市教育委員会	○		
(公財)北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室	○		
糸島市立伊都国歴史博物館	○		
大野城市		○	
福津市教育委員会	○		
久留米市市民文化部文化財保護課	○		
筑紫野市教育委員会	○		
春日市	○		
田川市教育委員会	○		
大刀洗町教育委員会	○		
みやこ町教育委員会		○	
筑紫町教育委員会		○	
筑前町教育委員会		○	
上毛町教育委員会		○	
佐賀市地域振興部文化財課	○		
上峰町教育委員会	○		
日田市教育委員会	○		
熊本市教育委員会		○	
菊池市教育委員会	○		
宮崎市教育委員会	○		
	106	99	51.71%

住居」が多い傾向がある。

北関東では21機関が抽出された。集計の上では15：9で「堅穴建物」が多いが、県機関ではほぼ「堅穴建物」で統一されていたのと傾向が異なる。茨城、栃木両県で「堅穴建物」が圧倒するのに対し、群馬では両者が拮抗し、両方が報告書に採用される機関も3か所確認できる。

甲信越では12機関が抽出された。両方を採用する機関が3か所あり、3県全体の数字上は9：7で「堅穴建物」が多いが、長野県内の機関で「堅穴住居」がわずかに多く、新潟県内では「堅穴建物」が多い。

南関東では59機関が抽出された。明らかに「堅穴住居」が優勢で、集計上の比率は19：45（ダブルカウントを含む）である。4都県とも「堅穴建物」が少数派である。千葉県内では、野田、我孫子、市川、八千代、市原、千葉、香取の各市で「堅穴建物」が採用されており、とくに市川市や市原市など、本誌34号での筆者の提起後早い段階で「堅穴建物」が採用されている。

東海・北陸では16機関が抽出された。両方を採用しているダブルカウントを含めて、数字上の比率は10：7で「堅穴建物」がやや優勢である。この結果には静岡県内の8機関による4：4という数字が含まれてお

表3 民間調査機関における「竪穴建物」普及率

調査機関	竪穴建物	竪穴住居・住居	備考
技研コンサル(株)	○		
共和開発(株)		○	
国際文化財(株)	○	○	
昭和測量(株)	○		
大成エンジニアリング(株)	○		
テイケイトレード(株)	○		
トキオ文化財(株)	○	○	
特定非営利活動法人井草文化財研究所		○	
特定非営利活動法人茅ヶ岳歴史文化研究所		○	
バリノ・サーヴェイ(株)	○	○	
睦合文化財(株)		○	
(株)測研		○	
(有)吾妻考古学研究所		○	
(有)毛野考古学研究所	○	○	
(有)原史文化研究所	○		
(株)ARIAKE	○		
(株)CEL	○	○	
(株)アーキジオ		○	
(株)イビック	○	○	
(株)四門文化財	○	○	
(株)ダイサン		○	
(株)玉川文化財研究所		○	
(株)地域文化研究所	○	○	
(株)東京航業研究所	○	○	
(株)中野技術	○		
(株)パスコ	○		
(株)文化財サービス	○	○	
(株)勾玉工房	○	○	
(株)武蔵文化財研究所		○	
(株)ラクロ	○		
(株)歴史の森	○		
(有)日考研茨城	○	○	
(有)古代文化調査会	○		
(有)原史文化研究所	○		
	24	22	52.17%

り、県機関としても「竪穴住居」を採用していた静岡を除けば「竪穴建物」採用機関が多くなる。

近畿では20機関が抽出された。全体としてはダブルカウントを含めて14：7で「竪穴建物」が多くなっているが、「竪穴住居」を採用する機関には地域的な偏りがあり、大阪府、兵庫県内の市町村に限れば4：5で「竪穴住居」が多い。逆に滋賀県内の市町村機関はすべて「竪穴建物」を採用している。

中・四国では11機関が抽出された。山口市を除く他の市町村機関はすべて「竪穴建物」を採用し、その比率は10：1である。県機関としては両者が拮抗していたが、市町村機関では「竪穴建物」が圧倒する結果と

なった。

九州では24機関が抽出された。ダブルカウントはなく、両者の比率は16：8である。全体として「竪穴建物」が多い。今回得られたサンプルは福岡県内の市町村が多かったが、福岡県内に「竪穴住居」を採用する機関が多いことから、県機関の傾向とは大きく異なる結果になったと考えられる。

### (3) 民間調査機関における普及状況(表3)

サンプルとして34機関が得られたが、全体の集計比率は24：22で、「竪穴建物」の採用率は52.17%である。この数字は市区町村機関の比率とほぼ一致している。民間調査機関で特徴的なことは、全34機関のうち12機

関（35.29%）で「竪穴建物」、「竪穴住居」両方が採用されている点である。今回の集計対象が、連続した16か月間のうちに千葉県教育振興財団に届いた報告書であることから、ほぼ同時期に両方を採用した機関があることは確実である。民間調査機関が埋蔵文化財調査に関わる場合は、そのほとんどが市区町村機関からの委託によると考えられるため、報告書の執筆・編集時に当該市区町村の意向に左右される部分があると考えられる。今回、市区町村機関と民間調査機関の「竪穴建物」採用率に差がなかったのはあくまで偶然の結果だと思われるが、民間調査機関による「竪穴建物」という用語の採用にあたっては、市区町村の影響が少なからずあると推定する。

筆者は約5年前にも同様の調査を6か月分の「図書室報」を用いて行ったことがあるが、その際の「竪穴建物」採用率は、国機関が10割、都道府県機関が7割、市区町村機関が5割強だったのに対し、民間調査機関には採用例が少なかった。現在は、民間調査機関の採用率が伸長した一方で、都道府県機関及び市区町村機関の採用率にはほとんど変化がなかった。

### 3 用語としての「竪穴住居」のデメリットと「竪穴建物」のメリット

弥生時代の集落遺跡を調査すると、竪穴建物以外の建物遺構が検出される。弥生時代の環濠集落跡には少数ながら掘立柱建物跡が散見されるし、弥生時代になって低地に進出した集落跡では、周溝を伴う（本来は周堤も伴うと考えられる）平地建物が営まれる。これらは周溝がなければ1間×1間の掘立柱建物跡と認識されよう。低地の平地建物は「住まい」としての機能をもっている。

縄文時代の集落跡でも、中期から後期の、掘立柱建物跡の検出例が増加し、広く認識されるようになっていく。集落におけるそれらの機能はさておき、竪穴建物が営まれる時代には、竪穴を伴わない建物もまた普遍的に存在している。また、横浜市小丸遺跡<sup>4)</sup>のように、縄文時代後期の竪穴建物数が比較的少なく、それに対して掘立柱建物が多数検出されるというケースもあり、炉を有する掘立柱建物もあるなど、居住用途の建物も普遍的に存在したと考えられる。

縄文時代や弥生時代など、古くは竪穴建物以外の建物遺構があまり認識されていなかった時代でも、複数種の建物跡を客観的に扱うためには、竪穴建物のみを「竪穴住居」と呼称するのは不合理である。

縄文時代前期から晩期前半の竪穴建物には、それらの多くに炉が検出される。しかし、縄文時代早期の竪穴建物には炉が伴わないのが普通である。炉が伴う竪穴は「竪穴住居」と呼ぶが、炉を伴わない竪穴を「竪穴状遺構」とし「住居」の名で呼ばない場合がある。火床がないと「常在的」な居住遺構ではないと考えるからであろうが、ここに二つの大きな問題点がある。第一に付帯施設を完備した「竪穴住居」こそが唯一の住まいの痕跡であるというきわめて主観的な観点に基づいていること、第二に半ば無意識的に竪穴の内部だけに居住空間を限定して考えてしまっていること、である。都市部に住まう私たちが日常的に実感している住まいは、戸建てにしても集合住宅にしても外部とは隔離されたきわめて閉鎖的な空間であるが、伝統的な家屋は、近・現代に至るまで主屋（母屋）だけが居住空間だったわけではない。まして定型化以前の居住遺構を語る際に、竪穴内の炉の有無で「住居」かどうか判別するのはナンセンスであり、竪穴建物の外側の空間を含めて「住居」と考えなくてはならない。

竪穴内に規則的な柱穴をもち、炉やカマドなどの火床を備え、時期により貯蔵穴も備えるという、いかにも「住居」らしい遺構があるが、そのような要件を備えていても工房として使われたものが存在する。報告書の中には「○号工房跡」という記載がみられるものもある。玉作工房や鍛冶工房など、工房跡と推定される遺構は確実に存在するが、この「工房跡」という用語にも「住居跡」と同じく十分な客観性が担保されているとはいえないのではないだろうか。

東日本では、奈良時代以降竪穴建物内に貯蔵穴が作られなくなり、平安時代には小型化して支柱穴もなくなり、定型的な竪穴建物は10世紀を最後に見られなくなるが、中世にはカマドをもたない竪穴建物がみられる。これらは「方形竪穴建築」「方形竪穴建物」「竪穴状遺構」などと呼ばれてきた。古代以前の竪穴建物が居住をおもな機能と考えられているのに対し、これらは半地下式の倉庫あるいは作業小屋ではないかといわれる。年代的に途切れることから系統的な連続性はないとされ、別種の遺構として扱われてきたが、文化庁の「てびき」では性格の差異はあっても同種の遺構としている。東北地方の一部では11世紀に下る古代の竪穴建物もあることから系統の有無について再検討の余地があるともいわれ<sup>5)</sup>、そういった意味でも同じ「竪穴建物」という呼称の方がよいと考えられる。

竪穴が掘られた遺構には元来何らかの上屋があつて

建物跡であることは疑いない。これらの遺構を正しく捉え分析する上で、これまで「竪穴住居」と呼ばれたものを「竪穴建物」と呼び替えることで思考の客観性が一気に増すに違いない。

#### 4 おわりに

筆者は南関東という「竪穴住居」派が圧倒する地域に住み、仕事をしている。もちろん筆者自身は、報告書など公的な文章を書く際にも当然のように「竪穴建物」を用いている。また、昨年度刊行された当財団の設立50周年記念誌<sup>6)</sup>の総括編集を担当し、遺構の呼称を「竪穴建物」で統一した。当財団では「竪穴住居」の方がより一般的に使われていることから、個人論文ではないこうした公的な文書において、決裁時に何らかの質問、意見などを受けるのではないかと予想していたが、用語の問題については話題にすら上らなかった。また、本誌上において共著で資料報告をした際、普段「竪穴住居」を使っている共同執筆者が、筆者に合わせることを意図した結果か、原稿の中できわめて自然に「竪穴建物」を使ったことには少し驚いた。

冒頭にも述べたように本誌34号から34年、文化庁の「てびき」が刊行されてから16年が経っている。本誌34号での提言の後、一部で口頭での議論があったと後で聞いたことがあるが、今なお「竪穴住居」が幅広く使われている状況下でも、「竪穴建物」論への具体的な反論はこれまで見たことがない。多くの研究者が慣用語で「竪穴住居」を使っているが「竪穴建物」という用語の合理性には疑問を差し挟む余地がないのだ、と解釈してよいのではあるまいか。

都道府県機関の3割弱、市区町村機関及び民間調査機関の5割弱で「竪穴建物」の普及が進んでいない状況にとって大きなウェイトを占めているのが南関東の各機関である。今なお各地で開発、再開発が続いて、文化財行政担当者は数多くの調査をこなさなければならない。関東地方では火山灰台地上に密集する遺跡に数多くの竪穴建物が造られている。集落跡を調査して主体的に検出される竪穴建物の多くは確かに居住機能をもっており、それらを「竪穴住居」と呼ぶ慣用から脱することは抵抗があるかもしれない。しかし竪穴建物が関東ほど検出されず、相対的に他の建物遺構が多い他地域では感覚はずいぶん異なるし、関東にあっても、榛名山の火山灰・軽石に覆われた6世紀の集落跡がそのまま発見された衝撃を思い出せば、竪穴を伴う建物遺構だけを「住居」と呼称することには逆に抵抗

があると思うのだが。

現状では、教科書でも「竪穴建物」は採用されていない。しかしこれも、研究者間で「竪穴住居」は不都合であるという意見が大勢を占め「竪穴建物」がさらに広がりを見せれば、かつての「大和朝廷」が「大和政権」に、「仁徳天皇陵」が「仁徳陵古墳」を経て「大仙古墳」に変わったように、近い将来用語変更が行われるのではないか。

全国こども考古学教室が提供する「用語じてん」では見出し語が「たて穴建物」と明記され、「住居や工房として使われた」という表現で、その用途が住居に限定されないことを教えている(図1)。そこで不都合が生じたなどという話は聞かない。

結局、こうした問題の根底にあるのは、単に問題意識の希薄さだけなのではないだろうか。今日、集落構成員の居住をおもな用途としないさまざまな竪穴建物が各地で検証されている。それらの事実を知るだけでも、安易に「竪穴住居」などとは呼べないことは自明だと考えるが、いかがであろうか。

#### たて穴建物 たてあなたてもの

地面をほりさげて床(ゆか)とし、屋根をかぶせた建物。  
縄文時代から登場し、住居や工房(こうぼう)として使われた

図1 全国こども考古学教室用語じてん「たて穴建物」

#### 注

- 1 渡辺修一 1992「「竪穴住居」か「竪穴建物」か」『研究連絡誌』34 財団法人千葉県文化財センター
- 2 文化庁文化財部記念物課 2010『発掘調査のてびき-集落遺跡発掘編-』
- 3 桐生直彦 2015「「竪穴住居」から「竪穴建物」へ」『季刊考古学』131 雄山閣
- 4 石井寛 1999『港北ニュータウン地域内埋蔵文化財調査報告 25 小丸遺跡』財団法人横浜市ふるさと歴史財団・横浜市教育委員会
- 5 鈴木弘太 2006「中世「竪穴建物」の検討-都市鎌倉を中心として-」『日本考古学』21 一般社団法人日本考古学協会
- 6 公益財団法人千葉県教育振興財団 2024『50年のあゆみ 公益財団法人千葉県教育振興財団設立50周年記念誌』
- 7 制作・運営：特定非営利活動法人むきばんだ応援団  
<https://kids-kouko.com/dictionary/> 2025年9月18日閲覧